

鹿児島市の健診に関するよくある質問

R7.8.1

Q1 いきいき受診券と特定健診の受診券ってなにが違うの？

特定健診受診券は、国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象とした特定健診（メタボに着目した、血管からみる健診）を受けるために必要となる受診券です。対象者には、同一世帯まとめてR7.3月に送付しています。なお、紛失した場合は国民健康保険課で再発行の手続きができます。

一方、いきいき受診券は、市民を対象とした主にかん検診の受診券です。

「特定健診の実施」は「医療保険者の義務」であるため、このような形をとっています。

Q2 どうして治療中の方も特定健診を受けなければいけないの？

病院では、主に治療中のところを中心とした検査を行いますが、特定健診では、身体検査・血圧測定・尿検査・血液検査などの検査を行います。今かかっている病院で定期的を実施している検査項目が特定健診の項目と同等かどうかは、主治医の先生にお尋ねください。

血管の中で起こっている変化をみるには年に一度特定健診を受けていただくことが大切です。

Q3 75歳以上の方の健診（健康診査）はどうなるの？

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の中で「いきいき受診券」を使用して長寿健診を受診することになります。

Q4 「職場健診を受けている」、「人間ドックを受けている」という方は？

国民健康保険課に結果の写しを提出いただくことで、特定健診を受診したとみなして、受診特典をもらうことができますので、ご本人から国民健康保険課にご連絡ください。

そのほか特定健診に関する疑問・質問がありましたら、
国民健康保険課保健事業係までご相談ください。